

パネルディスカッション

「地域社会で被害者家族を支える ～子どもへの中長期的支援のために～」

パネリスト：齋藤 梓氏 被害者支援都民センター、臨床心理士、目白大学講師
川本 哲郎氏 京都犯罪被害者支援センター副理事長、同志社大学法学部教授
三上 佳巳氏 神奈川県小田原警察署警務課長
コーディネーター：大塚 淳子氏 帝京平成大学現代ライフ学部教授



大塚： コーディネーターを務めさせていただきます大塚淳子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ただ今から、第2部のパネルディスカッション「地域社会で被害者家族を支える～子どもへの中長期的支援のために～」を始めさせていただきますと思います。

進め方についてですが、まず私を含む登壇者4名から、それぞれに発表を行います。その後、幾つかのテーマに沿って、登壇者同士でディスカッションをさせていただきたいと思っております。

各自が発表いたします内容につきましては、皆様のお手元に資料をお配りしておりますので、ご覧になっていただければと思います。

また、今回のパネルディスカッションを行うにあたりまして、全国被害者支援ネットワークの加盟団体の被害者支援センターの皆様から事前に、ご質問等々をいただきました。

それを後段のほうに資料にまとめて掲載してございますので、後半の討論のところ、参照していただければと思っております。

まず私から、僭越ですが、このパネルディスカッションの趣旨と、私自身の体験や課題提起というものをさせていただきたいと思っております。

私自身は現在、帝京平成大学で、国家資格である精神保健福祉士の養成に携わっております。以前は、精神科の病院もしくはクリニックで従事しておりました。

その時に出会った患者さんたちの体験が、私の中では、この犯罪被害者支援に携わることの大きな原点になっております。

更にその以前に身体障がい者の施設で勤めておりました。身体障がいになられた方の中には、例えば交通事故被害でなられた方がいらしたわけですが、就労支援の現場でおりましたもので、当時は犯罪被害者支援という視点を持ち合わせてなかったなという反省点も含めて、今こういうことに携わっているという立場でございます。

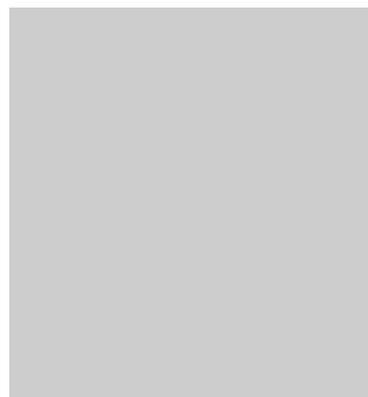
現在、第3次犯罪被害者等基本計画の見直しの作業が進められております。8月末に国がパブリックコメントを取り終わりました、これから暫時、見直し作業が進んでいくことになっていると伺っております。

この第3次基本計画には、計画を作る際にいただいたご意見の中から、基本方針の中に盛り込まれたことがございます。それが、被害が潜在化しやすく、そのニーズを把握することが困難な被害者の皆様に関する適切な支援でございます。

潜在化しやすい被害として性被害の問題が大きくあります。本日、テーマに取り上げる子どもたちの被害も、大変ニーズが把握しにくく、潜在化しやすく、適切な支援が必要とのことで盛り込まれた次第です。ここが今日のテーマのひとつということにもなっているわけです。

私は精神保健福祉にかかわる中で、人がどうやって人生を過ごしていくかというところに焦点をあてることが多いわけですが、私たちの生活というのは実は非常に連続体でして、昨日があって今日があり、今日があって明日があるという、この連続の中で成り立っているわけですね。

そうしますと、前のライフステージ、ライフサイクルがどのように影響していくかが、とっても大きな課題としてあるわけです。精神科で出会った多くの患者さんの中には、今受診され

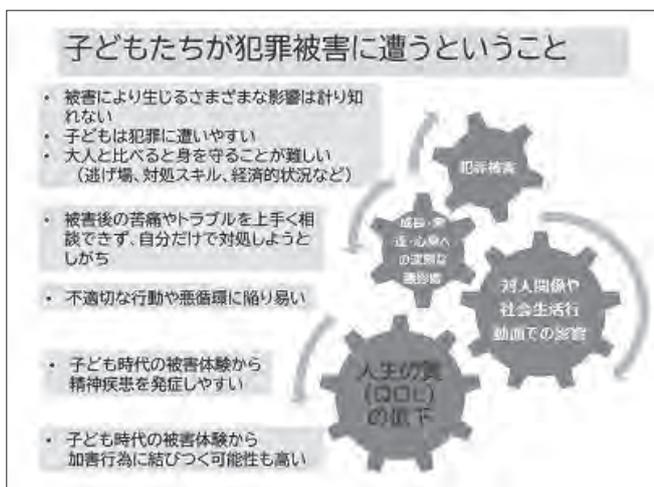


大塚 氏

て今治療を受けていらっしゃるけど、その背景になったもとの原因は、もっとかなり昔にあったことであるという方々が少なくありませんでした。

右下に小さく書いてございますが、PTSDというトラウマの症状は後になってから出てくることもたくさんございました。

また、討論の中でも出てくると思いますが、子どもたちが犯罪被害に遭うことはどういうことなのかということでございます。



まず、大人と比べると、身を守ることが大変難しい。ですので、被害に遭いやすい。また、被害に遭った後に、対処するスキルがないとか、逃げ場がないということがあります。子どもは犯罪に遭いやすいということですね。

それから、対処が難しく、自分だけで抱え込みがちである。それが潜在化しやすいということにもつながります。また、場合によっては、不適切な行動や悪循環に陥りやすいということもございます。

そして、これは後にデータをお示ししたいと思いますが、子ども時代の被害体験から、後に精神疾患を発症しやすいということがございます。

一方で、子ども時代の被害体験が、適切な支援を受けないままにすることによって、不幸にも加害行為に結びつく可能性も高いし、実際にそういうこともございます。

大変見にくい資料で恐縮です。これは、犯罪被害者白書、それから警察庁のデータから持ってきたものですが、子どもたちと言われる年齢の人たちが、どのように犯罪に遭いやすいかということでも少し数字を出してみました。

平成24年のデータになってしまいますが、凶悪犯の被害では0歳から19歳までのところで1,000人ぐらいでしょうか。

風俗犯になりますと4,200ぐらいになりましょうか。

見にくい資料ですが、あと交通事故のほうも、赤い丸が付けてあるところが児童の年齢にあたるわけですが、かなり被害に遭っていることがわかります。

虐待の問題は、連日報道されているという状況ですが、深刻さが増しておりまして、これについては2000年以降、対策が暫時強化されてきているということになっています。児童虐待防止法や児童福祉法の改正が相次いでおります。

そして、これは参考になるかと思ってここに掲げたのですが、その結果、要保護児童対策協議会というものが各自治体で設置をされております。

この間、広域で、例えば引っ越しをされる方の場合に、例えば情報共有がなされずに深刻な事態が防げないということがありました。要対協と通称、私たち言うておりますが、この中では命が優先されるということで、情報の取り扱いをめぐる規定もされているということがございます。

犯罪被害者支援においても、こういうところが参考になるといいなと思っています。

要対協というのは通常、三層構造になっておりまして、事務局、実務者担当、そして代表者レベルということで、作られています。

また、こちらは大変参考になると思って書きましたが、2012年3月に内閣府が出されたもので、交通事故で家族を亡くした子どもについての理解とケアを進めるためのハンドブックが作られているということもございます。

いじめということが昨今大変深刻になってきておりますが、いよいよ法律によって、何か対策を打たなければいけないという時代に入ってまいりまして、2013年に文部科学省で、いじめ防止対策推進法が制定されております。

もっと児童にかかわる法制度等々もあろうかと思いますが、このように、虐待とか、いじめとか、交通事故被害であるとか、様々なことについて対策は取られてきておりますが、関係省庁が分かれています。

すべて縦割りで動くということがありますので、隙間に落ちてしまうといったような弊害、それから、被害に遭った子どもの支援にあたる専門機関や専門職が、細分化されることもあり、まだまだ不足であるというような現状が課題として挙げられております。

現状の中で課題があって対策として法制度がされていくんですが、法制度という枠組ができて運用課題というのはついて回るわけで、実際にそれを動かすのは人であることを認識しないといけません。

さて、私は先ほど冒頭に申し上げましたように、精神科の医療機関で長く働いておりました。

この精神科医療機関で出会った方たちの問題、現状、課題というのが、私の中で大変大きな原点になっているわけですが、犯罪被害者支援の第一線ではございません。精神科医療機関という医療機関でございます。なので、事件から長い経過があった後に出会っている事例が大変多くあります。

初診時において犯罪被害が明らかになる場合というのはどういうことかということ、ストーリーなどで追われている場合は安全確保のために、明らかになります。

それ以外の事案ですと、だいぶ時間が経っている。もう随分古い話である。だけれども、症状としては今騒ぎだしてきたのだというようなことがあったりして、受診をされる方が多いというようなことがあります。

それから、とつてもつらい経験でしたけれども、これまで主治医や福祉事務所や関係機関の支援者が、すべて男性だったので、初めてすべて女性のコンビになった時に、それが語られたなんていうこともあったりいたしました。

これは厚生労働省の資料です。大変見にくい資料で恐縮です。

成人期以降に何らかの精神疾患に罹患している方のうち、約50%は既に10代前半までに、何らかの精神的診断を受けたことがある。75%は10代後半までに、何らかの精神的診断に該当しているということで、10代の時に何らかあったはずなんだけれども、だいぶ後になって問題が深刻化しているということのデータでございます。

私実際に出会った方たちも、本当にそう思いました。もっと早くに適切な支援が提供されていたら、子ども時代に何か、誰かと出会って、手を差し伸べてもらうことができていたら、こんなふうに重篤な精神疾患になることはなかったのではないかと。今とはもう少し違う人生を歩んでいたのではないかと思うことが、たくさんありました。

実際に私が担当させていただいた方の中に、40年間いまだに社会参加ができていないという方がいらっしゃいます。それだけ長いダメージを受けていらっしゃるということなんだろうというふうに思っています。

また、本日のテーマのひとつでもあります。その方の兄弟姉妹が家族を支えるために頑張ってきて、最近、その頑張りのつかえ棒が外れてしまって爆発しているということもあります。

精神科医療機関での出会いと支援というのは、いろんな制約がございまして、先ほど申し上げましたように、犯罪被害者支援の第一線機関ではございませんので、そういった目に入るといことは少ないわけですね。

精神科医療機関での出会いと支援

- 現在・過去の被害遭遇体験の影響が症状化したことで受診されている
- 問題状況を改善したいという必要性や思いを持たれている
- リカバリー、レジリエンスのサポート
⇒新しいストーリーを歩むスタート地点に立てている
- 医療からのスタートとなるが、その出会いを軸にして支援を組み立てる
⇒出会った者としてコーディネートやマネジメントを行っていく覚悟が必要
⇒支援が軌道に乗る中で適任者(機関)が見えたり、交代できることはある
- 自機関の支援特性・機能の把握により限界やできないことがわかる
⇒生活支援は多面的なため、単独機関で間に合う支援は少ない
⇒自機関で不足する支援は他機関と連携が必要
⇒全力で探す、助ければ使えるものを開拓する、本当に必要な創る
⇒短期で充足可能、長期間かかる、ソーシャルアクションが必要なことがある
⇒地域の関係機関、住民を巻き込んだ動きが必要⇒地域の支援体制を創る

ですが、現在や過去の被害遭遇体験の影響が症状化したことで受診をされてきていますので、ご本人が受診をできているということは、ひとつの支援のきっかけを持てるんだということだと思います。

その問題状況を改善したいという必要性や思いを持たれている方であるということですね。その方のリカバリーやレジリエンスのサポートをする立場に私たちがいるということになります。

医療機関からスタートして、その方の人生の生活全般を見ながら他機関と連携して、いろんな支援を提供するということになります。

そのために限界、制約がございまして、私たちの機関だけではできないことは、たくさんございました。ここが連携の力を磨いていく必要性があることにつながるわけです。

この後、スライドでは、被害に遭った子どもの状態、それから、被害に遭った子どもの保護者の状態について、箇条書きでピックアップさせていただいておりますが、このあたりは齋藤先生の内容と重なると思いますので、割愛をさせていただいて、資料をご覧になっていただけたらと思います。

では、家庭や学校、地域は安全安心な環境を提供できているだろうかということ、私どもは考えなければいけないと思います。

理解不足や不適切な支援によって、二次被害を生んでいないだろうか。先ほどの松井さんのお話にもたくさんありました。こういうことが起きていないだろうかということです。

家族が孤立していないだろうか。学校がきちんと何でも話せる環境にあるだろうか。最近またちょっと世の中で、報道で、いろいろ騒がれておりますけど、学校が少し不適切なことになってしまっている場合もあるかもしれません。

地域に居場所があるだろうか。最近、子ども食堂が随分増えてきましたけれども、子どもたちが駆け込める場所があるだろうか、なども大事なことかと思えます。

今後に向けてということで幾つか課題を書かせていただきました。トラウマインフォームドケアという、トラウマを抱えた人たちがどうやって成長していくか、そこからどういう影響が出てくるかということの視点を持つことがとても大事なことです。次に書かれているのは人材

ということになります。

そして、人だけではうまく運ばないので制度ということが必要になってくる。そして、情報がしっかり行き届くことが大事になってくる。そして、いろんな機関の連携が必要になってくるということを課題として、書かせていただきました。

続きまして、3名のパネリストから、現場で感じている課題や現状について、それぞれのご意見、お考えを発表いただきたいと思います。

発表の順番なんですが、今回は大きなところから身近なところという流れで、お話をいただきたいと思っております。

まずは、所属は大学でいらっしゃいますが、行政の代表という視点で川本先生にお願いしたいと思います。

続きましては、ちょうどご異動されて今は小田原警察署ということですが、前所属のお立場を踏まえて、県警の犯罪被害者支援室の視点から三上課長にお願いします。

そして最後に、被害者支援センターの立場から齋藤先生をお願いします。

川本： 同志社大学の川本です。

私の専門は刑事法でして、その中で被害者学も専門にしております。最初は交通犯罪とか、精神障がい者の犯罪を取り上げていたんですけど、そのうちに、交通犯罪の被害者の方、そして、精神障がい犯罪の被害者の方に研究テーマを移しまして、現在に至っております。

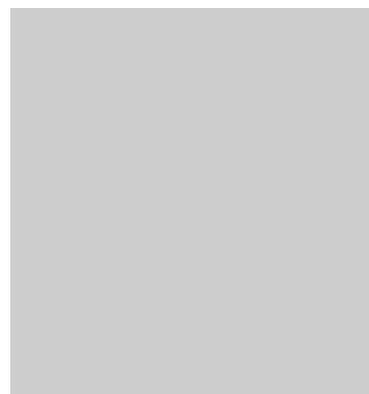
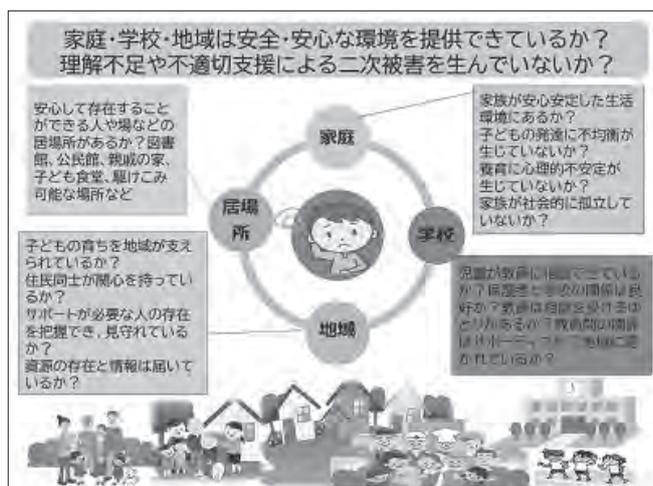
それともうひとつは、京都の犯罪被害者支援センターで、運営委員や理事を務めさせていただいております。

今、ご紹介にあったとおり、学問的なところに加えて、今日は行政の立場でということ、少しそれを説明させていただくと、昨年、先ほども出ていました特化条例の動きというのがございます。

実は都道府県の中で特化条例を持っているのは、まだ半分にも達していませんけれども、この2年ぐらいで7、8県が特化条例を制定する。そして、市町村も特化条例を制定するという動きがあります。

私がこの2年で、大阪府と大阪市と高知県で、いわゆる有識者会議みたいなものの委員長を仰せつかって、それで、条例の研究は昔からやっていたんですけども、その研究を更に深めたところ、実はここで行政の方にご報告いただくかという話だったんですけども、なかなかスケジュールが合わなかったもので、それなら私が条例のお話をすればいいのではないかと、ここに座っているという次第でございます。

前置きはそれぐらいで、早速、事例のほうに行きます。最近の重大事件ということで、池袋



川本氏

暴走、大津園児の死傷事件、川崎殺傷、京都アニメーションとございます。

池袋の事件、ご存じのとおり、小さな女の子が犠牲になっております。

大津のほうでは、たくさんの園児の列に自動車が突っ込むということで、亡くなった方もあれば、助かった園児でも、その後のトラウマで苦しんでいるということが報道されております。小さな女の子が夜中に突然起きて、泣き叫ぶこともあるんだというふうに伝えられております。

そしてまた、川崎の殺傷事件の場合も、亡くなられた生徒の方もおられるし、これもスクールバスを待っている列に襲いかかったという事件ですので、目撃した児童が多数おられるので、これからその後のトラウマケアが必要になるだろうということです。

こういう事件をご紹介しているのは、子どもの支援といいますが、いろんな被害者の方がおられるので、実際亡くなった方もあるし、今のように怪我をされた方もあるし、目撃した人もいます。

そうすると、支援は非常に多岐にわたってくるというところを、まずご理解いただきたいということで、こういう事例を出しました。

そして、最後の京都アニメーションというのは私の地元で起きた事件ですので、少しだけその状況を紹介させていただくと、今センターのほうでは、今日で3カ月ですので、ようやく支援に取りかかっているという状況でございます。

一部は、報道されているとおり、被害者の方の居住地は京都市と京都府の宇治市がほとんどですけれども、中には他府県の方もおられます。そして、今現在、他府県で治療をされている方もおられます。

従って、かなり広域にわたる、そして、中長期的な支援が必要だということが、まず重要なことだと思います。

そして、1980年に起きた新宿バス放火事件がございます。これで助かった方で、大やけどを負った方が本を出しておられるので、杉原さんという方ですけれども、それをもう一度読み返してみました。

更に、京都では京都府下の福知山市という所で6年前、花火大会の事故がありました。これは花火大会ですから、子どもがたくさん犠牲になっていて、大やけどをしたという子たちがおられるんですね。

それで6年経って京都アニメーションの事件があったので、それでまた取材があって、怪我をした子どもの方がインタビューに答えるということで、若干の情報も出ております。

そういうのをご紹介するのは、つらい事件ですけれども、過去の事件の教訓をどれだけ我々が生かせるのかということも、片方でちょっと考えなければいけないことなのかなと思っています。

京都アニメーション事件の支援ですけれども、詳しく申し上げられませんが、先ほど申したとおり、他府県で治療を受けておられる方の支援というのも入っておりますし、10名を超える方とお話はさせていただいているということでございます。

国の被害者の基本計画ですけれども、これは地方公共団体の重要性と、もうひとつは、先ほどもコーディネーターの大塚先生から出ていたとおり、潜在化しやすい犯罪被害者の問題というのが第3次の基本計画で出ているということです。

ここからが本論ですけれども、特化条例。これは三層構造になっておりまして、国の基本法

があって、その次に都道府県の条例があって、その下に市町村の条例があるということです。

市町村からお話しすると、神戸市の場合は2013年に特化条例を制定しております。そして、その5年後に見直しをして改正をされています。

これは非常に特徴的なことで、特化条例自体も珍しいし、それを5年で改正されたことも非常に珍しいものだと思っているんですけども、その中に子どもに関する規定も今度、設けられました。

それがここに書いてあるとおりで、「犯罪等の被害によりその心身に悪影響を受けるおそれがある子どもに対し、学習の支援その他の必要な支援を行うこと」ということが規定されております。

次は都道府県です。大分、埼玉、福岡、滋賀、北海道が2017年から2018年に特化条例を設けている。2019年になりますと、三重県、大阪府、和歌山県が特化条例を制定しています。今現在、高知県、長崎県、東京都で検討中ということで、特化条例は増えているんです。

その長所、良いところは、特色をいろいろ考えて出してこられているということで、滋賀県の場合は学校教育が出ています。残念ながら、学校教育を出されているのは滋賀県と三重県ぐらいです、私の調べたところでは。けれど、それがついに出てきた。

「県は、学校において、犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣、その他の必要な施策を講ずるものとする」と。

これについて、条例ですけれども、今回のフォーラムについてアンケートを取った時に加盟団体（被害者支援センター）から、条例はいいけれども、条例だと都道府県、市町村によってばらつきが出てくるので、将来は法律ではないかということを言われています。そういうご意見がありました。

そのとおりです。将来的には、私は国が法律を作るべきだろうと思っていますけれども、いろんな事情があって、これはしばらく時間がかかるだろうと思います。

今、条例すら、まだ全国津々浦々ないわけですね。従って、まずは特化条例を作って都道府県から市町村に広げていって、更には先ほどご紹介した神戸市のように、それを改正していくということが重要なんだろうと思っています。

それで、特に医療と学校、それが今後の重要なところであろう、特に子どもの支援ということになったら学校の果たす役割は非常に大きいと。しかしながら、残念ながら、これはなかなか難しいところがあるようです。

私もいろんな自治体にかかわりましたけれども、先ほどの滋賀県のような規定は、私がかかわったところでは採用されておられません。

それは、教育というのは文部科学省が所管ですけれども、実際には市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会が所管しているものですから、そこの議論というのがあります。

現在、教育の現場はなかなか大変で、いろんな問題があるわけですから、学校教育で被害者の支援を推し進めていただくというのは、なかなか難しいという状況でございます。

持ち時間が、もうだんだんなくなってしまったので、あとは駆け足でお話しします。後でもう一度、またお話しさせていただきますが、連携ですね。そこに書いたとおり、児童虐待で、いろんな機関の連携があります。

ただし、ここも一言だけ申し上げておけば、私の専門の法律で言うと、弁護士が、すべて被害者支援に精通しているわけではございません。むしろ全くその逆で、被害者支援に精通している弁護士の方というのは、弁護士の中のごくごく少数にとどまっているということです。

刑事弁護される方が少ないですし、刑事弁護の中心は被疑者・被告人の人権の擁護です。

被害者支援というのが出てきたのは、まだこの20年ぐらいのことなんですね。従って、それに精通している弁護士が少ないというのが現状だし、ほかのところでもそうです。精神科医の方でも、被害者支援に精通している方は、そんなに多くない。

だから、それを広げていくことが重要であろうということ。あとは、きめ細かな継続的支援ということ、最後に触れておきたい。

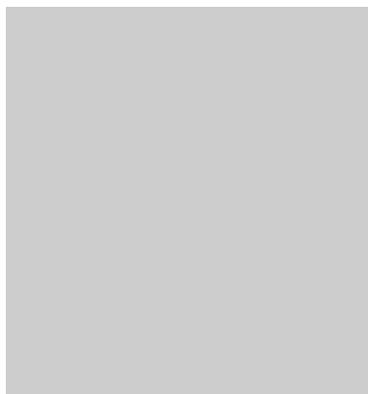
特化条例は、今はまだ少ないですから広げていって、市町村の支援を充実させていくことが、今は非常に重要なことだろうと思っております。

それ以外に、きめ細かな継続的な支援、これが大事ですので、被害支援センターを増やしていくとか、あるいは人材の養成が大事です。

これも先ほどのところとつながっているわけですがけれども、いろんな専門職があるけれども、ほとんどの専門職で被害者支援に精通している方は、今は少数にとどまっている。そこを改善することが大事だということで、もう時間が過ぎましたので、取りあえずは、ここまでにさせていただきます。

大塚： ありがとうございます。

それでは続きまして、三上課長、お願いいたします。



三上 氏

三上： 皆様、こんにちは。ただ今ご紹介にあずかりました、神奈川県警察の三上と申します。

県警察本部の被害者支援室で10年以上勤務させていただいた経験をもとに、お話しさせていただきます。今回の議題である「子どもへの中長期的支援」に特化した内容とは若干異なるかとは思いますが、まずは神奈川県における被害者支援について、お話しさせていただきます。

当県では、大人、子どもを問わず、被害者等の不安や負担の軽減、これを図るために、平成21年に犯罪被害者支援に特化した条例を施行いたしました。この条例は当時、理念だけではなく、被害者支援の具体的な施策、これを盛り込んだ全国初の条例といたしまして注目を浴びました。

その中で特徴的なひとつが、第10条の総合的支援体制の整備であります。条例では、県と県警察、民間支援団体が一体となった支援体制を整備するといったことを定めております。

被害者等は、被害の内容、生活実態等によりまして、それぞれの置かれる状況は千差万別。皆さん知ってのとおりです。それで抱える不安や悩み、負担も様々であります。

これらの被害者等をひとつの機関、団体のみで支援しまして負担の軽減を図ることは、困難です。よって、三人寄れば文殊の知恵ではありませんけれども、県内に被害者支援のひとつの

核といたしまして、かながわ犯罪被害者サポートステーションを設置いたしました。

このサポートステーションでは、県警察は被害者等と最も身近に接する機関といたしまして、被害者の立場に立った対応に努めるとともに、各種支援制度の説明を行うなどの初期的な支援を行う。

県は無料の法律相談、一時的避難場所の提供など、生活面での中長期的な支援。

民間支援団体は、警察等の公共機関は敷居が高いとして、相談を躊躇する被害者等のための電話相談窓口を運用するとともに、法律相談や裁判等への付き添い支援などの迅速、柔軟な支援。このような役割分担の下で、適切な支援を提供しております。

更に、この三者のみではできる支援は限られているといった考えから、同条第2項、これには様々な関係機関・団体とのネットワークを構築するといったことを定めております。

特に神奈川県弁護士会とは他都道府県に例を見ない関係性を築きまして、常日ごろ発生している事案はもとより、平成28年7月に発生いたしました、津久井やまゆり園における、多数の死傷者を伴う殺人事件においても連携した活動を行っています。

この際は被害者等の要望に応じまして、発生日翌日から、被害者支援に精通した多数の弁護士を運用していただきまして、マスコミ取材に不安を抱える被害者等の代理人弁護士として取材対応を一元的に行うとともに、その後の法的な手続きに関し説明するなど、被害者等の不安の軽減に努めていただいたところであります。

これは、様々な支援を被害者等に提供するまでの流れとなっております。支援提供の端緒は、事件が発生した後に被害者等が警察に届出をした場合と、民間支援団体が運営する電話相談窓口にご相談を寄せられる場合の二つがあります。

警察への届出があった場合につきましては、今後の捜査の流れや、サポートステーションにおける支援などを説明しまして、被害者の要望を把握して、その被害情報や要望する支援を、三者で構成するサポートステーションに提供することの同意を得た上で、本部被害者支援室に支援要請を行います。

民間支援団体の電話相談窓口でも被害者等の相談に傾聴いたしまして、同様の手続きによってサポートステーションに被害情報をつなぐこととしております。

このようにして寄せられた情報につきましては、週1回、三者の責任者で構成する支援調整会議で検討いたしまして、被害者が要望する支援を提供するとともに、今後の支援の方向性を定めまして、必要があれば関係機関・団体が行う支援の調整を行います。

このように、神奈川県では各条例に基づき、被害者等の不安や負担の軽減に努めております。

ここで、本来の議題である子どもに関する支援として、本県で関係機関・団体に橋渡しをするなどして行っている支援を若干ご紹介いたします。

まず精神的支援といたしましては、当然サポートステーションでは、大人、子どもを問わず



カウンセリングは行います。しかし、被害の内容だとか、子どもの対応等に応じて適切な支援は異なります。

そこで、被害少年を対象とした精神的ケアを専門的に行っている警察本部の少年育成課とか、家庭環境の改善が必要な場合などには児童相談所、通学する学校における配慮が必要な場合はスクールカウンセラーなど、それぞれの専門分野に応じた支援に橋渡しをして行っております。

次に経済的な支援といたしましては、子どもに限定したものではありませんけれども、都道府県警察で事務手続きを進めております犯罪被害給付制度を適正に運用するとともに、子どもの家庭環境や、被害の内容、就学状況等に応じて、その市町村が行う日常生活支援事業等の福祉制度だとか、犯罪被害救援基金、日本財団、交通遺児育英会などが行う奨学金の制度を積極的にご案内いたしまして、橋渡しに努めております。

その他、犯罪被害者等基本計画にも掲載されておるんですけれども、教育委員会等、教育機関と連携いたしまして、次世代の日本社会を担う中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催促進に努めております。

当該教室を受講した多くの生徒さんからは「あらためて命の大切さを実感した」「他人を思いやる気持ちの重要性を再確認した」等、多くの反響をいただいております。

現在、神奈川県では、このように被害者支援を推進しておりますけれども、何件か課題も散見されております。その主なものについて、お話いたします。

支援活動の課題①	
関係機関・団体との連携	保護者理解の獲得
【担当者の理解不足】 <ul style="list-style-type: none">○ 基本法や条例等には、関係機関・団体の責務・連携協力が規定○ 横断的な被害者支援施策の検討により意思統一が不足していることが散見	【捜査・カウンセリング等への抵抗感】 <ul style="list-style-type: none">○ 被害児童の保護者の心情の多くは、「事件を思い出させたくない。」「そっとしておいてやりたい。」
（取組） <ul style="list-style-type: none">○ 各関係機関・団体の会合等に積極的に参加し、顔の見える関係の構築○ 具体的な支援事業の被害者等のニーズをもとに既存の施設提供の可否への問い合わせ	（取組） <ul style="list-style-type: none">○ 加害者の検挙、再被害や再犯の防止など、捜査の必要性について心情に配慮の上、説明○ カウンセリングという言葉を使わず「話を聞いたり、心身に起こりやすい反応などをお知らせすることのできる専門の者と会ってみませんか？」との勧め

一つ目は、関係機関・団体の被害者支援に関する温度差があります。犯罪被害者等基本法4条から7条には、国、地方公共団体、国民の責務および、その関係機関・団体の連携、協力が定められております。

事件名について詳しく申し上げられませんが、ある殺人事件で、遺族宅の周囲には多くのマスコミが押し寄せました。その被害者遺族には小学校就学中の児童が

おりまして、ご両親はこの児童に与える影響を心配されておりました。

そこで県警察では市の被害者相談担当部所を通じ何らかの措置を取ろうと同所に連絡をしたところ、同所では既に教育委員会をはじめとする学校関係者と児童相談所が調整しており、その児童を一時保護することを決定しておりました。

一方で、他の殺人事件では、直接、犯罪の被害により怪我をした方ではないんですけれども、被害を目撃して、その後の精神的なケアについて相談したいということでしたので、その方の利便性も考慮しまして、住居地である最寄りの市の担当部所を通じて、相談対応が可能か否かという問い合わせを行いました。

そうしましたところ、専門的な相談を受理する精神保健担当部所から「これまでに、そのような前例はないので対応できない」の回答を得ました。

そもそも市町村は、原因は何であれ、生活上の様々な問題によって精神的な負担を抱える方々の相談に乗っていただける機関と私は思っていたので、青天の霹靂といったところでありました。

その後、幸いにも同市には相談に対応していただくことができたんですけども、このようなことがあって、担当者の理解不足なのか、それとも、そもそも各市町村に相談の担当部所が設置されたものの、横断的な被害者支援施策の検討による意思統一がなされていないのではといった疑問が残った事案でありました。

二つ目は、被害者が子どもであった場合です。私も子どもを抱える親ですので、よくわかりますけれども、特に性犯罪の被害に遭った子どもの保護者につきましては、子どもを思いやる感情が非常に強くて、なかなか捜査やカウンセリングに理解を得づらい傾向にあります。そっとしておいてやりたいというのが心情だと思います。

そこで、加害者の逮捕だとか、再被害の防止などを図るためには、どうしても被害者の協力が必要不可欠であることを、被害者やその保護者の心情に配慮しながら説明いたしまして、捜査に協力を得るようにしております。

更にカウンセリングにあっては、これまでの効果を具体的に教示するとともに、勧める際にも「カウンセリング」という言葉はあまり使わないようにしています。「話を聞いたり、今後、心身に起こりやすい反応などをお知らせすることのできる専門の者と会ってみませんか」といった勧め方をするように努めております。

最後、三つ目の課題になります。これは加熱する取材や報道対応です。警察による被害者等の実名発表、匿名発表につきましては、犯罪被害者等基本計画によりまして、被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する意見を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表となるように配慮していくこととされております。

当県では、先ほども申し上げましたとおり、相模原市内の障がい者施設において多数の死傷者を伴う殺人事件が発生しております。

この事件では、被害者のご遺族、ご家族の要望を聴取した上で、その意向を踏まえまして、報道機関へ被害者の実名での伝達をしませんでした。その結果、各種報道機関では、警察から実名伝達されないことに対して、障がい者差別、人権侵害などの声が寄せられております。

あくまでも私見でありますけれども、このような理不尽な被害を世に訴えかけたいという被害者等の人定までを、警察が故意に匿名にしようとしているものでは決してありません。

マスコミ取材によって、近隣住民にかかる迷惑だとか、その後の周囲の目などを恐れまして、強い匿名発表を希望する被害者の家族、遺族の要望は無視してもよいのでしょうか。

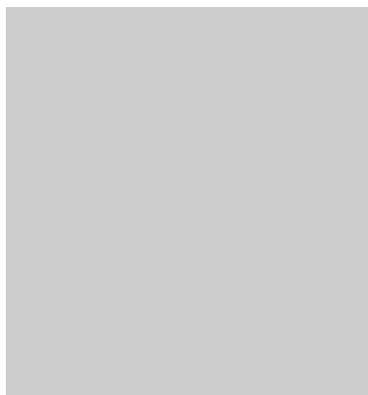
このような一大事件をしでかした加害者は当然、実名発表されるべきだと考えております。ある日突然、被害に遭った被害者やその家族、遺族が、その意思に反してまでも、プライバシーを発表されるようなことを何かしたんでしょうか。

そこで当県では、先ほども申しましたとおり、被害者支援に精通した弁護士の先生にお願いして、代理人弁護士として報道対応を一元的に実施してもらっております。

今後も発生する事件はひとつとして同じものはないと思います。その被害者等が抱える不安だとか負担、これも広範多岐にわたりまして、今後も様々な支援が必要になると考えております。警察では被害者等の視点に立って、でき得る限りの支援を実施してまいりたいと思っております。以上です。

大塚： はい。三上課長、ありがとうございました。

それでは、場所的には京都、神奈川ときまして今度は東京ということになりますが、被害者支援センターで支援なさっている齋藤先生、お願いいたします。



齋藤氏

齋藤： 皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました、被害者支援都民センターの齋藤と申します。

普段は目白大学で教員として仕事をしつつ、被害者支援都民センターで、被害者の方やご遺族の精神的なケアに携わっております。

今日はスライドがいっぱいありまして、とても時間では話し終えられないかなと思いますので、限られた内容になるかと思いますが、ご容赦ください。

まず、普段の業務の中で、子どもの支援ということで、どういったことをしているのかということ、簡単にお話しさせて

いただければと思います。

都民センターの業務としましては、もちろん犯罪被害相談員による刑事手続支援があります。相談員の方々は、子どもの支援であっても、付き添い支援であるとか、子どもに理解できる範囲の情報提供であるとか、あるいは、お子さんたちの気持ちを尊重した意思決定の支援をしていらっしゃると思います。

心理専門職としては何をしているのかといいますと、お子さんや保護者への、刑事手続の前後に行う、事件に関することや手続きに関することの揺れる気持ちへのカウンセリングであるとか、トラウマケア、PTSD等への専門的な心理療法の提供といったことを行っております。

また、子どもたちへの支援で特徴的なのは、やっぱり学校にかかわることかなと思います。学校でのケース検討に私や相談員が行くこともございますし、もちろん被害者の方たちの了解を得た上で、学校の中でどんなふうにかケアをしていったらいいのかということについて、先生方にコンサルテーションを行うこともございます。

私はスクールカウンセラーをしていた時期も結構長くありまして、私の勤務していた学校は比較的トラウマの多い学校でございましたので、トラウマ関連の業務もスクールカウンセラーの中でありました。スクールカウンセラーが学校でどのような支援を行っているかも、少しご紹介いたします。

子どもの状態についてトラウマという観点から見立てて、それを担任の先生とか学年の先生方に伝えていくとか、あるいはカウンセリングを行うということをしったりですとか。

スクールカウンセラーとしてのカウンセリングは、子どもが通常の生活の中で受け止められる範囲のカウンセリングにとどまるということがございますので、専門的なカウンセリングが必要な場合には、医療機関とか教育センターへ紹介したりですとか。

あと、行うのは、学校全体のケア機能の向上、スクールカウンセラー1人がトラウマについて知っていても仕方がないですし、犯罪被害ということについてもそうです。そのため、学校の先生方への定期的な研修を行ったり、何か出来事があるたびに、プリントを配布して、先生方に職員会議で知識を持っていただくように周知するといったようなことを行ってまいりました。

きょうは最初のお話では、子どもの支援の課題についてお話しすることになっていたのですが、子どもへの支援において日々考えていることは何かなのを整理してみました。

子どもの犯罪被害の後の状態について、あるいは、その状態に対する適切な対応について、理解とか、その対応の修得が遅れているなどということであるとか。

保護者の支援の重要性は言われているんだけど、具体的にどう支援していったらいいのかということについては、まだまだ知識の共有がなされていないなどということや、やはり連携の問題ということがあるかと思えます。

まず犯罪被害の影響や、その対応についてです。

先ほど「法学の中で」というお話がありましたが、心理学の大学教育の中でも犯罪被害者の心理というのはほぼ取り上げられません。大学教育の中で、被害者心理は位置づけられておらず、教育されていないということです。そのため、心理専門職であっても、犯罪被害者の心理、その影響ということに無知であることが、よくあります。

現在、公認心理師対応のカリキュラムにおいて、犯罪心理学の中に少しだけ被害者心理も入っていますが、わずかに入っているという程度です。

専門職の中でもそういった状態ですので、社会の子どもにかかわる人々は、被害後の影響を見過ごす、軽視するということがあります。これは特に子どもが被害者の場合には多いと思います。

神戸市の児童館で女兒が男児から被害に遭った時に、その様子を見ていた大人が「遊んでいると思った」とおっしゃったという事件がありましたが、ニュースを聞いたときあのよう被害を被害と捉えないことは、残念ながら日常茶飯事だと思いました。

小学校や中学校などの学校現場にいますと、明らかに被害であるはずなのに、先生たちが、それを被害とっていない。

あるいは、加害者、被害者が同じ学年である時には特になんですけども、その後の被害を受けた子どもたちの反応について影響が見過ごされていて、それが、もともとの子どもの問題とか、もともとの親の問題として片づけられてしまうといったようなことがあるなどと思います。

子どもは自分から相談に来ることが難しいので、大人が子どもの状態、SOSをキャッチする必要があって、子どもにかかわる大人たちは誰よりもトラウマにセンシティブである必要があるのに、それがなされていないということがあるだろうと思います。

研修会というのは様々あります。最近では、性犯罪やトラウマ、犯罪被害などの研修会は増えたと思うんですけども、あれは出たい人が出るので、出ない人はいつまでも出ないままということになる、少なくとも子どもにかかわる人たちに関しては、犯罪被害、トラウマというのは研修を必須にすべきだろうと思います。

他の問題としては、途切れない連携というのを考えた時に、イニシアティブを取る機関がどこになるのかということがあります。もちろん学校とか児童相談所がイニシアティブを取ってくださることが多いんですけども、なかなかそういったことが行われない場合は、センター

子どもへの支援において日々考えていること

- ・子どもの犯罪被害後の状態についての適切な理解
- ・その状態に対する適切な対応の修得
- ・保護者の支援の重要性
- ・短期、中期、長期と支援を継続していく必要性
- ・各機関が連携し途切れない支援を行う必要性

から、こちら側、支援側から提案をしてみて巻き込んでいくことも必要かもしれません。

子どもの時の被害の影響は人生を通じて続いていくということを考えると、小学校は小学生の間、中学校は中学生の間、児童相談所も18歳までみたいなことになってくると、大人になっても、何かのきっかけでトラウマとか被害の影響が再燃した時に、どこがかかわれるのかというの、これから考えていかなければいけないことかなと思います。

また、保護者への対応として、保護者はお子さんを支える存在と見なされることも多いと思うのですが、保護者自身の傷つきもあって、特に例えば性被害だったりしますと、保護者自身が過去に性被害を受けていて、そのトラウマが再燃しているので、なかなか子どものケアにあたれないということがあります。

- ・保護者への対応
 - 「子どもを支えるリソースとしての保護者」「保護者自身の（過去の）傷つき」のバランス
 - 保護者自身のケアを行いながら、子どもの状態を見るポイントを伝える、いつでも子どもの相談を受ける姿勢を示す
- ・短期、中期、長期の視点の欠如
 - 子どもは一度回復しても、成長に伴って傷つきが再燃することもある

- ・トラウマインフォームドケアの視点
 - ・教職員全員がトラウマに関する知識を持つ
 - ・「この子どもは何に困っているんだろう？」「背景に何があるんだろう？」
 - ・適切な時に専門家につなぐための知識

例) イギリスの子どもを預かる施設ではすべてのスタッフが、トラウマに関する知識を持っていることが義務

そのため、保護者自身のケアを見ながらという、このバランスを取っていく必要があることと、子どもたちは一度回復しても、成長に伴って、いろんなことがあるんだということを、保護者も支援者も、みんなが知っているということが必要かと思います。

先ほど大塚先生のお話にもトラウマインフォームドケアというお話がありましたが、トラウマインフォームドケアというのはトラウマに関する知識を持つということです。

その視点でかかわっていくのですが、やはり子どもにかかわる教職員全員が知識を持ち、何か子どもたちが普段と違う行動をしたとか、普段と違う様子が見えた時に、何に困っているんだろうとか、背景に何があるんだろうなどというような視点を持つ

のは、とても大事だと思います。

また、学校でしかできないことがあるのと同時に、学校ではできないことというのがあるので、適切な時に専門家につなぐために、この状態は専門家につないだほうが良いと判断できるための知識は必要だと思います。

私は昨年、イギリスに行って、イギリスの施設のお話を聞いてきたんですけども。イギリスの子どもを預かる施設は、それが学童とか放課後クラブという施設であっても、すべてのスタッフがトラウマに関する知識を持っていることは義務で、抜き打ちテストみたいなものが行政から行われたりするそうなんです。そのぐらい、子どもを守るという意識は高い。

日本でも、やはり学校だけではなく、学童も、放課後クラブも、子どもにかかわるということは、子どもの犯罪被害のケアであるとか、トラウマのケアということ、ちゃんと知識として持っている、いざとなったら対応できるという体制を整えるのは大事だなと思います。

その後もいろいろスライドは続いておりまして、このスライドは、センターの方々からご質問いただいたことについて、ほんとに、ごくごく簡単に回答を書いたものでして、またこの後のディスカッションの中で時間がございましたら、ご紹介できればと思います。

大塚： ありがとうございます。

これから四つのテーマを話し合いたいと思いますので、1テーマ10分ぐらいでやりとりできたらいいなと思っております。

簡単に3名の方々のポイントを振り返ります。川本先生から、国は基本法を作っているけれども、とにかく県や市町村が条例を、しかも特化した条例を作るべきであるというお話をいただきました。

特化した条例の中でも、子どものことを考えると医療や教育がとても大事になるが、実は教育委員会との関係がなかなか難しいというようなご指摘をいただきました。

更には、多機関連携であたらないければいけないけれども、残念ながら精通弁護士さんが実は少ないんだよと、先ほど松井様のお話でもその話が出ていましたが、そんなお話をいただきました。

それを受けて三上課長からは、神奈川は精通弁護士がしっかりいますというお話をいただいたかなというふうに思います。

全国初の特化条例に基づいている、県のサポートステーションは、三機関が一体となっているとのことでした。連携は同じテーブルで顔を合わせるのがとても大事だということを実践してらっしゃるということかなと思いましたが、広域になると課題があること、他府県にまたがると、いろいろ難しさが出てくるというお話がありました。

それから、被害者本人のプライバシーが、まず何よりも尊重されなければいけないんだよというお話でした。

齋藤先生からは、現場で実際に直接支援を提供されているお立場から、スクールカウンセラーのことも含めて、学校機能の向上がとても大切だけれども、現場での知識や理解が不足しているという現状は否めないのではないかなということ。

それと、これは犯罪被害者支援に限ったことではないと思うんですが、やっぱり研修というのは圧倒的に任意が多くて、それこそ報酬評価をいただくためには絶対出ないといけないみたいなことでないと必須になってないんですが、子どもにかかわる支援者たちは、必須でこういう研修を、トラウマ研修を受けたほうがいいよねという提案でした。

また、保護者の支援ということも、とても大事だというお話をいただきました。

それでは、ここから四つのテーマで進めたいと思っております。

最初に、子どもが被害に遭うということ、そして、その影響について、とても力の弱い、まだ発達途上の子どもたちについては、どういうことを考えなければいけないのかについて、少し取り上げたいと思います。

子どもといっても、直接被害に遭ったお子さんもいらっしゃれば、目撃した周辺のお子さんもいらっしゃれば、被害に遭ったご家族の中にいらっしゃる子ども、兄弟姉妹という立場もあるのかというふうに思います。

このあたりについて川本先生、三上課長、お願いいたします。

川本： 私どもは犯罪被害者支援センターというのを作って活動しているんですけども、大体まだ20年。そうすると、子どもの支援といって中長期的支援というのは、実際にそれほどセ

ンターとしては体験してないわけです。

例えば、この間の川崎の殺傷事件で、関西ですから池田小学校の連続児童殺傷事件の被害者、それを目撃された方がテレビに出ておられた。たまたまその方は池田小学校に通っていて、1年生か2年生でその事件があって、その後、大学を卒業してからテレビ局のディレクターになっておられるのでインタビューに応じて発言されたわけですがけれども。

そこで言うておられたのは、いまだに自分としては、その事件は解決していないと。自分の中で整理できていないところがあると。けれども、一応お話しさせていただくというような形で話をされていた。

あるいは私の実体験で言うと、私の授業での刑事政策で、池田小学校の連続児童殺傷事件を取り上げます。そしたら2、3年前に、実際に池田小学校に通っていた学生が、大きくなって同志社大学に通っているという例があったんです。

その学生からはやはり、その授業を聞くのはつらかったというのが出てきます。トラウマとして出てくるんですね。

これからようやく、被害者支援センターも20年経ったので、それをどうやってつないでいって中長期的支援を実際に実現していくのかというのは、これからの課題だろうと思っています。

大塚： ありがとうございます。

三上課長、お願いします。

三上： これまでの経験から、先ほど性犯罪の被害者の話をしましたけれども、被害に遭った子どもだとか、その兄弟姉妹につきましては、大人の顔色を見て我慢する傾向が非常に強いです。

一方で、子どもの被害を心配するあまり、ご両親が精神的に負担を抱えてしまって心身に不調を来す方が非常に多くて、それによって家庭環境が自然と悪化していくという傾向にあると私は感じています。

そこで、川崎市の事件の時もそうだったんですけれども、子どものちょっとした変化にご両親が気づくことができるように、当県警察の被害者カウンセラーが、子どもたちに見られる反応だとか、接し方、対処方法などをまとめたチラシを作成して配布して、気兼ねなく相談できる機運を醸成しております。

更に、こういった支援があるんだよということも、みんな知らなければ活用しないと思うんですね。なので、いろんなキャンペーンだとか、民間支援団体のボランティア養成講座などで、様々な支援もしているよというご紹介をさせていただいております。

これからも広く広報啓発をすることによって、多くの支援制度が使えるんだということを皆さんに知っていただきたいと思っております。以上です。

大塚： ありがとうございます。

齋藤先生、お願いいたします。

齋藤： 子どもにどんな影響が出るかというのは配布した資料にまとめてあるので、後で見ただければ。

一番、大人が知っておかなければいけないと思うのは、子どもたちは、三上課長もおっしゃっていたように、大人を心配させないために我慢するということです。

もう一つは、子どもたちは自分の感情とか考えを言葉にすることがなかなか難しいので、自分がどんなことに苦しくて、どんなことに怒っていて、どんなことにイライラしていて、どんなことで心が負担を感じているのかは言葉にできないので、言葉にできないからSOSを出しにくいということがあります。

その中で、大人たちに、子どもってこういう状態が出るよということを知らせることも重要ですが、同時に注意しなければいけないのは、保護者の方々は子どもには元

気でいてほしいと思っているということ。学校の先生もそうですけれども、子どもたちには元気でいてほしいと思っている。大人の方が子どもは何でもないと思いたい、というのがあるので、子どものトラウマ反応を見たくない、子どもの傷つきを見たくないと思ってしまって、反応をキャッチするのを見逃してしまうということが出てきます。

そのため、私はよく周りの大人の方々や保護者の方々に言うのですけれども、子どもが大丈夫と言っていたり、一見大丈夫そうに見えても、本当は大丈夫じゃないかもしれないということ必ず念頭に置いておいてほしい。子どもは大丈夫そうに見えても、犯罪被害やトラウマ体験の後には、念のため大人だけでも相談に来てほしいです。ちょっとでも心配ならば、なおさら子どものことを相談してほしいと思っています。

あとは、例えば大人は、事件のことに触れたくないとか、子どもたちをそっとしておきたいと思うかもしれないけれど、本当に大丈夫な子どもたちは触れても大丈夫とか、そのことを話題に出しても大丈夫なんです、ということも保護者にお伝えします。そのことを話題に出したら子どもが動揺してしまうと感じているのであれば、子どもたちはやっぱり大丈夫ではない、心の傷を一人で抱えている状態だと思います、と。その場合、そっとしておくのは、子どもを一人にしてしまうことです。

だから、子どもたちが安心できる環境とか、安全だと感じられる環境を、どうやって作るか一緒に考えましょうということを、保護者とお話しします。

子どもの時に負ったトラウマについて適切な支援を受けないでいると、先ほど大塚先生のお話にもあったように、本当に雪だるま式に問題が大きくなって行って、例え

犯罪被害が子どもに与える影響は？

【トラウマの影響】 *直接的な体験の他、家族が体験した場合も生じる

身体的…眠れない、食欲がない、息苦しさ、腹痛、下痢、微熱等

精神的…不安や恐怖、退行、ハイテンション、イライラ、癇癪、情緒不安定、だるさ、無力感、ぼーとした様子など

行動面…不登校・登園渋り、友人との喧嘩の増加、スマホが手放せない、家出や万引き等問題行動、自傷行為、保護者のそばを離れない、自慰や性的逸脱行為

犯罪被害が子どもに与える影響は？

【人生への影響】

- ・社会への安全感の喪失
- ・感情やショックを言葉にできないことでの孤立、対人関係の困難
- ・自尊心の喪失→その後の人生への大きな影響へ
- ・子どもの頃の被害の影響は、その後、形を変えて様々な現れ方をする

→早期から支援を受ける、支援につながることの重要性
出来事について、話たいときに話ができる環境を整える必要性
子どもは大人以上にトラウマの反応が見えにくい

トラウマを経験した子どもへの基本的対応は？

- ①安全感の確保
言葉で明確に伝える・現実的な安全を確保する
- ②信頼関係の構築
精一杯がんばっていることをねぎらう
事実は正確にわかりやすく伝える、侵襲的になりすぎない
- ③心理教育
ノーマライゼーション（一般化）
「こころもケガをするといろいろな反応が出るんだよ」

ば、その時はよくても後々不登校になっていったりとかします。不登校になる頃には、もう数カ月経っているので、何が原因かわかりにくくなり、周りに対処を誤ってしまうことがあります。

あるいは、その後、自尊心が下がって問題行動がたくさん出たり、どんどん、どんどん、子どもが本来得られたはずの未来が得られなくなっていくということがあるので、できるだけ早期に、きちんと手当てを受けるとか、できるだけ早期に、ちゃんと子どもを心配してケアして、安心な環境を整える大人たちがいるということが大事じゃないかなと思います。

大塚： ありがとうございます。

皆さんのお話とつながりますが、子どもはとても敏感ですよ。そもそも、別に被害に遭ってなくても、親の顔色を見ながらとか、大人の顔色を見ながら、嘘ついてみたり、ごまかしてみたりしながら育っていくというのが、子どもの発達途上にあると思うんですが、より敏感になっていて、大丈夫と言ったり、嘘をついてしまったりということがある。

この間、被害に遭われたご本人の兄弟の方が「大丈夫という言葉信じないでほしい」と、おっしゃっていました。「大丈夫と言わせないでほしい」ということも言っていました。

言葉だけではなくて、例えば洋服や、食事の状態であるとか、衛生面など、いろいろ注意深く観察することとか、本人から情報が得られない時は友達に聞いてみるということも含めて、私たちが丁寧に情報をキャッチする、SOSをキャッチすることが、とても大事になります。

忙しいとは思いますが、学校の先生方含めて、例えば1週間に1回、5分だけ話ししよいうかみたいな定期的な場を作っておくのも、ひとつの安全保障感かなと思います。何を言ってもいいんだよということも含めて、そういうことがとても大事だと思いました。

また、今日この点を深める時間は少ないかなと思いますが、実は学校の現場では、加害の子どもと被害の子どもが同じ学校や、同じクラスにいるということがよくありますよね。

そうすると、先生方は、とってその事案を扱うのが難しく、腫れ物に触るように何にも触れないで過ごしてしまうこともあろうかと思えます。しかし、先ほどからずっと出ているように、子どもたちが傷を抱えたまま大人になっていいことはないわけで、何らかの整理が必要だと思えます。

丁寧に丁寧に子どもたちと向き合いながら話し合いの機会を作っていくことは、実はとっても大事な治療の一端でもあるし、支援の一端でもあると思います。実際には、管理者が一言、こういうふうに処理しましょうと言って終わってしまうことも少なくないかなと思います。本当に子どもたちの心に寄り添うことは難しいけれど大事なんだろうなと思います。

川本先生もおっしゃいました。とにかく長きにわたって、その被害の影響は続くのだということが、私たちが知っておくべき大事なことなんでしょうと思います。

2点目に移りたいと思います。

被害に遭った子どもたち（兄弟姉妹を含む、もしくは目の前で体験した周囲にいた子どもたちを含む）、そのトラウマケアの実際。

先ほどから、たくさん課題として挙がっていますが、SOSの出し方やキャッチ、その理解について。それから、あまり明るい話になりませんが、きっと予算とか人材とか、そういったことも含めてありましたらお願いします。

まず三上課長、いかがでしょう。

三上： ただ今ありましたとおり、目撃された方等々も心に非常に強い負担を受けるわけなんですけれども、誠に申し訳ありませんけれども、県警察では、やはり怪我を負った方、亡くなられた方、いわゆる身体犯と呼んでおりますけれども、その被害者等を対象として支援を実施しております。

その流れでいきますと、当然、三位一体であるサポートステーションにありましても、県警からの情報提供の下でやっている部分もありますので、当然、支援の対象はそのような方に絞られてきます。

そこで、現場において事件を目撃した方々および、その家族のケアについては、川崎事件の時のお話をさせてもらえれば、各学校にお願いしました。各学校と、あとは市ですね。川崎市で担当してもらいました。

川崎市でも各学校にスクールカウンセラーの方がいらっしゃいますので、その方と、更には市内の心理職の方も運用していただいて、十分な支援を実施していただいたと私は考えております。

今後こういったことがあれば、「ちょっと目撃者の方が多いよ」という場合があれば、やはり市を頼るのかなというところで考えております。以上です。

大塚： ありがとうございます。ちょっとお尋ねしてよろしいですか。差し支えのない範囲で、お答えできる範囲でいいんですが。

川崎市の場合、私立だったということとか、広域に通っていらっしゃる方がいたんだと思うんですが、先ほどの発言の時には、広域で、青天の霹靂で、お断りになられたケースがあるとおっしゃったんですけど。

今の川崎の事件などでは、各学校とか市にお願いした時に、皆さん快くお受けいただいた感じでしょうか。

三上： そうですね。今までに想定のない事件でありましたので、最初の時は、やっぱり市のほうでは戸惑いが隠せなくて、しばらくの間は、ちょっとあたふたしたかなという思いが私にあります。

ただ、現実面として、やらなきゃいけないことですので説明しましたら、市の担当者は非常によく動いてくれて、初めてのことなのに、よくあそこまでできたなと思っております。

更に今回は、法律相談とかカウンセリングに関しましては県の協力も得られまして、こういった広域にわたる重大な事件については県外の人を対象とするよという言質をいただきまして対応したので、非常に助かっております。

大塚： ありがとうございます。よかったです。

対応しないと力が付かないので、だからといって対応するような案件がたくさん増えればいいとは絶対に言えないわけで、非常に難しいところなんですけれども、そうやって連携が取られていくということがあれば、とってもよかったと思います。

川本先生、いかがでしょう。

川本： 私のほうからは、連携と研修というのをお話ししたいと思います。

ひとつは、今のようによくの機関がかかわるということになるのと、どこが中心になるのかとか、あるいは、どういう役割分担をするのかというのが、言うは易く行うは難しといったところがありますので、そこのところは、これからまた検討していかなければならないことだろうということがひとつと。

その次は研修で、先ほどから、専門家といえども被害者支援について精通している人は少ないということが度々出てくるわけですが、それを克服するためには研修の機会を増やしていくということが必要だと思うんですね。

それで今、川崎の事件が出ましたので申し上げますと、川崎市には被害者支援の特化条例はございません。従って、担当者が不在ということですね。

京都の例を言うと、京都は全市町村に被害者支援条例がありますので、そこに担当者の方がおられるので、研修とかそういうところには、その担当者の方がボランティアで来られる場合もあるんですね。

ですから、国、自治体の担当者の方の研修強化をしていくと同時に、教員であれ、法律家であれ、医師であれ、そういう機会がないのが問題だろうと。

私自身は頑張って大学でやっているんですけども、全体を見ると、大学に被害者の方に来ていただいて、お話をさせていただくという活動をされている方は少ないんですね。

ただ、最後にもうひとつ、ここの全国被害者支援ネットワークは大学に対して講義の提供をされていますので、同志社大学でもその提供を受けて、年に1回はロースクールで被害者の方に来ていただくとか、被害者支援に精通している弁護士の先生に来ていただいて、お話をさせていただいています。

そういう機会を何とか少しずつでも増やしていくというのが必要だろうと思っています。以上です。

大塚： ありがとうございます。

被害者の声を直接聞く機会に触れるというのが一番大きな研修の機会だと思いますけれど、財政基盤をどこかで捻出しないとイケないですね。

齋藤先生、いかがでしょうか。

齋藤： 犯罪被害に詳しいカウンセラー、精神科医という存在も、そんなにいないんです。

最近考えているのは、先ほどからお話に出ているように、対応しないとわからないし、対応しないと、知識も増えていかないということです。都民センターでも、トラウマが専門ではないけれども、しっかりと人柄や専門職として信頼できる先生を巻き込んで、ご紹介して、その先生に、いろいろ勉強していただきたいと思いますことをして。

そんなふうになんか少しずつ増やしていくということも、こちらから巻き込んで増やしていくということも必要なのかなということと。

あと、この討議テーマに質問も出ているかと思うので、お答えできればと思います。ケアを拒んだり、感情表出が困難な子どもへのケアについてです。

子どもたちが、今は自分にはケアは必要ないと言っているけど、もし子どもたちに会う機会が

あったならば、少なくとも、そういったトラウマに直面した時に、どういう状態になるんだとか、その状態は、どんなふうにしていくと落ち着いていくんだとか、落ち着いていかないこともあるけれど、それも普通のことなんだとか、こういった状態になったり、こういった出来事に遭遇した人が相談するというのはあたり前のことなんだというようなことを、ちゃんと伝えてほしいと思います。

ケアを受けることをめらう子どもには？
子どもの対応で相談員にできることは？



- ・そのときケアを受けなくても、あとで受けられるよう
情報提供
- ・学校の教員や保護者と連携し、継続して子どもに働きかける
- ・子どもの意思を尊重する、子どもの意見を聴く人
いつも味方でいてくれる人
- ・言葉にすることが難しいので、ゆっくりと
- ・押し付けず、決めつけず、焦らず、子どもの目線で

いつか、相談したいときに相談できるように。トラウマに遭った場合には、相談することがあたり前だという空気を、大人たちが積極的に醸し出していきたいというふうに思います。

成人後までトラウマとなって引きずらないための効果的な治療法というの、今はPTSDに関しては専門的な心理療法があって、残念ながら専門家が多いとは言えないんですが、ちょっとずつ増やしているところではあります。

そういった専門家とつながれたら一番いいなと思いますし、そうでなくても、子どもたちの心のケアの時に、専門的な心理療法はもちろん大事なんですけれども、少なくとも、どこかのカウンセリングにつながってケアを受けることが大事だと思います。子どもたちには、支持的に傾聴するかかわりだけでも、十分効果があるので。信頼できる先生方を、いろんな手段で見つけていただければと思います。

あと、子ども用の心理教育の資料が欲しいのだけれど、どこにあるんだろうかという質問がありました。私の資料の最後のほうで、兵庫県こころのケアセンターとかのホームページに載っているものを紹介しています。

ただ、事件、事件で、いろんな特色があるので、できれば、そういった資料を基に、各センターで使いやすいように、心理教育の資料を作ることが必要かなと思います。

あともうひとつ、この資料に載せてなかったことをご紹介しますのは、『子どものトラウマ治療のための絵本シリーズ』というのが出ているんですね。

そのシリーズも読んでいただくと、子どもへの接し方であるとか、伝え方であるとか、心理教育のヒントがちりばめられていると思います。

大塚： ありがとうございます。

研修が大事だけれども、そのためのツールも必要であるという話ですね。

実は、厚生労働省のほうでPTSD支援者養成研修を実施していて、私も受けたことがあります。

受講した人のリストは、保健所だったか、精神保健福祉センターに渡すことになっているんですが、そういうリストがどこかの引き出しの中に眠っているのではないかというふうに、今ちょっと思い出したのがひとつです。

また、先ほど紹介しました、交通事故のためのガイドラインなんていうのが出ていますし、齋藤先生の紹介してくださった、いろいろ材料もあるかと思いますが。

ちょうどここに、持参したものがあります。熊本県が、被害に遭った兄弟姉妹の方への支援

が不足していることに気がついて、ケアのためのサポートブックという、ものすごくコンパクトなもので使いやすいものを作られました。

これを基に教員たちに研修をするということを行っています。熊本県のホームページから見られますが、こういうこともひとつかなと思います。

また、齋藤先生からおっしゃっていただいたように、どこかのカウンセリングにつながるといのは大事だと思うんですが、同時に、最初のほうにおっしゃっていただいた、ちっちゃい子であればあるほど自分に起きていることを言葉にするのが、とっても難しかったりしますよね。

やっぱり、精通されてないところでカウンセリングを受けると、「どうぞ、自由にお話ししてください」と言ってくれるんだけど、その「自由にお話し」がなかなかできなかったり、話していることで整理ができないということがあります。覚悟を持ってフィードバックも欲しいよという話を時々聞きます。

そういう意味では、1回のカウンセリングでダメでも、そういうところを探しながら訪ねていくことも大事なかなというふうにした次第です。

3番目のテーマに入りたいと思います。

いろんな年齢のお子さんたちがいらっしゃると思いますが、被害に遭ったり目撃したりした時に、支援がうまくいったり、いかなかったりするものの要因の一つに、保護者や家族の状況というのがあるかなと思います。

そこについて意見交換を行いたいと思います。ここは大きく二つあって、一つは、犯罪被害に遭う以前から、そのご家族、もしくは保護者が何らか脆弱な状況に置かれている場合。

例えば、経済的貧困の問題、障がいの問題、介護の問題など、様々、非常に難しい状況に置かれている中で犯罪被害に遭った、もしくは目撃したなどのお子さんがある場合。

それから、犯罪被害に遭ったことで保護者の方々が非常に過敏になってしまう、難しさを抱えてらっしゃるような場合という分け方ができるかなと思っております。

ここについても少しご意見いただきたいと思いますが、三上課長から、よろしいでしょうか。

三上： 先ほどから、私は現場の話しかできないんですけど。いろんな知見を持ってやっているわけではないので、すいませんが。

やはり家庭環境に、いろいろな課題を抱えてられる方は非常にいると思います。先ほど大塚先生がおっしゃったとおり、介護だとか、そういったことを抱えていると、もし旦那さんが被害に遭った場合、子どもさんがいて、介護もしなきゃいけない。旦那さんが入院すれば治療の立ち会いもしなきゃいけない。そういった方は非常にいらっしゃると思うんです。

ただ、今の現状として、では子どもさんを誰が見るのか。例えば神奈川県で言いますと、カウンセリングを受ける際だとか、法律相談を受ける際については、民間の支援団体の方が子どもさんを見ていてくれます。

ただ、それ以外の場合においては、どこが何をしてくれるのかというのが非常に問題となっています。

それで横浜市が条例を作られていますけれど、その中で家庭の支援ということで、子どもさんの見守りといったことが入っております。

そういった支援が全市町村に整っていただけると非常にありがたいかと、私は思っております。なかなか、このような支援は、まだまだ進んでないのが現状かなと思っております。

大塚： はい。川本先生、お願いします。



川本： 今ご紹介いただいたように、横浜市が条例を作りまして、そこで被害者や同居する家族を対象に、家事や介護、子育てにかかる費用の9割を助成するという手当てをされているんですね。

神奈川県とか横浜市というのは非常に先進的なところなんです。全国的に見ると、かなり活発に活動されていて、条例の整備なんかはかなり進んでいるところなので、モデルになるところなんです。

ですから、そういうところを、ほかの他府県、市町村が追いかける、追随していくというのが非常に大事なんだろうと思うんですけども、私の見ている限りでは、それほど多くはないというのが現状です。

更に私は、将来、全部の市町村に条例ができたら、更には、それを改正して、先ほどの神戸市のように5年後に改正していくことも大切なことだと思います。実際に神戸市の条例は、やはり、かなり改善されていますね。

つまり、条例を制定して、何が足りないのかは運用でわかってくることですから、運用でわかったことを改正で実現していくというのは非常に重要な課題なんだろうと思っています。

それとあともうひとつは、専門家でも、かなり被害者支援に精通している方は少ないというのは申し上げたところですけども、逆に言うと、少数の方はすごく頑張っておられるのは事実です。

つまり、弁護士の先生でも被害者支援に精通している方は少ないとはいえ、少数存在しておられて、その方たちはこの間、非常に活発に活動されていて、徐々にではあるけれども、それは広がっていると。

ただ、これから更にそれを加速させていって、その活動を広げていかなければならないというのが現状だろうと思っています。以上です。

大塚： ありがとうございます。

齋藤先生、お願いできますか。

齋藤： 保護者の方へのケアに関してというのは、先ほども少しお話ししたとおりなのですが。

私も、先生方のお話にあったように、センターでカウンセリングを提供したいなと思っても、お家を離れられないであるとか、センターまで来ることがすごく難しいというような方は、たくさんいらっしゃる。なので、そこで行政の力をお借りできるといいなということを考えています。

もうひとつ、センターもリソースがたくさんあるわけではないので、被害以前からの問題にセンター自体が何かできるということは、ちょっと難しいと思うんですね。

そうした時に、せめて、この犯罪の被害にかかわるところについてセンターが支援するために、医療関係者ときっちり連携が取れていけないと思います。

医療がどこまでやって、センターはどこまでやってということ、お互いが役割分担を、ちゃんとできることがとても大事だなと思います。

自分の発言のフォローでもあるんですけども、先ほど、犯罪被害に精通していない精神科の先生とかカウンセラーでも、紹介して、犯罪被害についてそこから学んでいただくということをお伝えしました。

もちろん、前提には、精神科の先生であるとかカウンセラー、心理士が、大変信頼できる人であるということと、事前にちゃんと連携をして、もちろんご紹介する方が決して傷つくことがないように、情報を交換したりであるとか、あるいは、こちら側がコンサルテーションをしているというような前提があつてのことです。

そうやって通常、連携を取るということと同じように、保護者の方の支援で、もしとても支援が難しい方であった場合には、医療とかと密に連携を取っていく必要があるんじゃないかなとは思っています。

大塚： 齋藤先生。例えば、お子さんが被害に遭った時に、先程、三上課長でしたか、「親の立場であれば」とおっしゃっていました。そっとしておきたいというか、これ以上、話をさせるのもちょっと心配で、むしろ、もうほっといてほしいというようなことも少なくないと思いますが、そういう場合どういうふうにされていますか。

齋藤： センターに来る時点で、もう既に事情聴取でたくさん聞かれて、お子さんが、話すの嫌だみたいな感じになっているということはよくあります。

いろんなパターンがあるのですが、保護者の方の、先ほど言ったように、そっとしておきたい気持ちもとってもよくわかるし、ほんとにそっとしておく方がいい場合もあるけれども、そっとしておきたいと思うということは、やっぱり傷があるということで、その傷は、どこかでちゃんと手当てをしないといけないと思うということをお伝えすることが多いです。

でも、騙し討ちみたいに連れてくるのはやめていただきたくて、ちゃんと保護者の方とお子さんとのケアが必要なんだということについて話し合えるように、十分こちらで、じゃあお子さんにどんなふうに話をするかとか、お子さんに何て言って来てもらおうかということの作戦会議は十分に行っていきましょう、ということも、お伝えします。

何でお子さんが、例えばカウンセリングに来たくないかという、事件のことを聞かれるのが嫌だみたいなことをおっしゃることはあって、その場合、ひとまず、事件のことを聞いたりということはしないから来てみませんか、と言うと、お子さんが来てくださったりといったこともあります。

そのため、なぜ親御さんが、そっとしておきたいのか、あるいは、お子さんが何でカウンセリングに拒否的な気持ちがあるのかということをご丁寧に聞いて、1個1個、問題解決をしていくことが大事かなと思います。

パターン化された、これだということがなかなか言えなくて申し訳ないです。

大塚： お子さんの支援に入る前に、保護者からきちんとサポートしていかないと、そこに到達しないというようなことですね。

齋藤： そうですね。保護者の方自身の傷つきがあまりに大きい時は、もちろん子どもには到達できないので、そういう時は保護者の方のケアを優先して行います。

大塚： 性被害の場合とか虐待の場合なんかに、家族内で片方の親が例えば加害者になってしまい、もう片方の親は非常に微妙なところにポジションがありますよね。そういう場合に支援機関を分担する。家族全体を見ていくのは、とっつてもしんどくなるので、役割分担をして、例えば、こちらの人は私たちが見るけど、こちらは私たちが見るよみたいなことがありますか。

齋藤： ひとつは、都民センターは、虐待事案に関しては児童相談所があるので請け負うことがほとんどないです。家庭内は、加害と被害が複雑に絡み合っていて、非加害親であっても、ときには見逃すことで虐待に加担していたり、などもあります。

そのため、前提として、センターとは違う場所での話、例えば児童相談所などを考えた時に虐待の加害親と、そうではない、虐待をしていない親御さんを、そもそも同じ機関で見ることは、難しいことだなと思います。

大塚： ありがとうございます。今、ひとつ申し上げたかったのは、いじめも虐待も実は犯罪だと私たちは思っているんですが、どうしても担当機関が別々のところになっていることもあって、犯罪被害という、今おっしゃったように、虐待はあまりセンターではやらないよということもあったりします。

虐待で死亡している事例なんかは確実に犯罪であるとは言いようがないんですけども、今、全部、制度が分かれているということもあって、そこもひとつの課題かなというふうに思ったので聞きました。

齋藤： 制度が分かれているということもそうなのですが、虐待の中でも、犯罪で、センターで普段対応している事案と限りなく近い事案もあれば、加害と被害が複雑に絡み合い、本当に虐待に関する専門的な知識や児童相談所の持つ権限のような、専門的な介入が必要で、もっ

と専門性の高い機関が介入するのが適切な場合があると思います。

制度というよりも、心理士の立場から言うと、ひとつひとつの事案の特性を考慮して、どちらがその問題について、より専門性が高いかということが大事かなと思います。

大塚： ありがとうございます。

今のお話を伺っても、実際に被害に遭われたり、いろいろ大変になっている方々は、どこに行ったらいいかということ自体に、とっても迷われることがあるのだろうと思って伺いました。

最後のテーマに移りたいと思います。

将来が長い子どもたちが、幼い段階で被害に遭うということになると、本当に中長期の支援、場合によっては一端途切れても、また支援が必要になることもあろうかと思っています。

特に先ほども出ました小学校、中学校、高校というふうに分かれるステージもありますので、そういった中長期支援のための連携のあり方について、できれば提言になろうかと思いますが、ご意見をいただければというふうに思います。

川本先生、お願いいたします。

川本： まず最初に、「社会全体で支える」という言葉がありますけれども、ひとつの機関ではできることではないわけですので、多くの機関が連携していくというのは大事だろうと。

そして、「中長期的」ということになれば、当然、犯罪被害者支援センターが出てくるわけですが、実は私、20年かかわってきて、犯罪被害者支援センターも、その引き継ぎというのが非常に重要なんですね。

確かに、行政の方は大体3年ぐらいで異動されるから、そういう方に比べたら長いです。通常、長いけれども、犯罪被害者支援センターの人間が50年60年支援できるとは限らないですよ。そうすると、犯罪被害者支援センターでも、やはり引き継ぎというのが大事だと思うんですね。

そして、犯罪被害者支援センターだけではなくて、行政のほうで、3年で代わるんだから、そういうところは難しいだろうと思われるかもわからないけれども、行政のほうは永続性がありますので、ちゃんと記録を残していくとか、うまく引き継いでいくということをしていただくと、それは大きな力になるだろう。

申し上げたいのは、ひとつの機関だけではなくて、行政とセンターと、そして警察、医療機関であるとか、全部が頑張って社会全体で支えていかないと、これは実現できないだろうということを、やはり申し上げたい。

最後に少し明るい話題を出すとですね。私は実は去年もここに登壇しておりまして、一番最後に、学生ボランティアの方が岡山県で活躍しているという話をご紹介したんですね。

そしたら先ほど、始まる前に岡山県の警察の方が私の所に来られまして、ボランティアの方が活動していた冊子を作りましたということでした。

彼らは大学生のボランティアですから、卒業して、当然ですが、就職するわけですね。その時に、彼らはその活動で、自分は将来、警察に行こうとか、行政に行こうとか、そういうふうにして進路を決めているという事例が紹介されているわけでした。

やはり、こういうところから広がってほしいと思います。実は京都の犯罪被害者支援

センターの主力というのは、私ももう70ですけれども、高年齢の方が多いわけですね。定年退職された後でボランティアされる方も多い。

そういう方が中心で頑張っていたかなければならないと思うんです。それが実態ですから、そういう方に中心で頑張っていたくだけども、先ほどから申し上げているとおり、それだけでは続かないですね。

やはり若い人であるとか、いろんなジャンルから、犯罪被害者の問題に関心を持っていただくことが非常に大事だろうと私は思っています。

大塚： ありがとうございます。

個別の事案に中長期にということもさることながら、先生の今のお話は、体制として長期的に犯罪被害者支援が続くためには、若手のボランティア育成も大事だし、とにかく人材をたくさん作っていかうよというお話ですね。

三上課長は警察なので、どちらかというところだと初動だと思うんです。なので、中長期の後半のほうはあまり、他機関にバトンをわたしてしまって、ほかの機関が中心になっていくということかもしれないんですけれども、子どもたちが被害に遭った時の中長期支援について、お考えのことをお聞かせください。

三上： 今、先生がおっしゃったとおり、多くは民間支援団体をお願いしています。あとは学校のスクールカウンセラーですね。警察は、ほんとに初期的な支援になってしまいますので。

ただ、意外に長く続いている方もいらっしゃいます。ケースバイケースです。本来、警察署がやる被害者支援は原則として犯人の起訴までとし、県警本部の被害者支援室の場合は、多くの場合社会的反響の大きな事案の支援を行っていますので、刑の確定までとしています。

ですので、裁判が開かれずに、ずっと長くなっている人たちは、支援を長くやっています。そうすると、後々、捜査側から「被害者と今でもつながってる？」と情報を聞きにきたりすることもあります。

先ほども川本先生がおっしゃったように、行政のほうは異動があります。被害者カウンセラー自体は結構長く勤務させているんですが、それでもやはり5年ぐらい経ってしまいますと代わります。

その時には、異動した先からもう一度来てもらって、次の人に一緒に会って引き継ぐような、丁寧な引き継ぎをさせております。

大塚： それは大変ありがたい、いいことだなと思って伺いました。

齋藤先生。幼少期に被害に遭われた方々が、一端快復されたかなと思って私たちから離れて生活をされていくけど、またどこかで事が起きてしまうということがありますね。支援を提供する側としては、どこが節目だとか、どういうタイミングで見守りをしたらいいかなというところがおありでしたら、お願いします。

齋藤： 幾つかあると思うのですが、ひとつは被害に遭った日ですね。何年経っても、その日の前後は気持ちが揺れることがあります。

あるいは、子どもであるならば、小学校から中学校に移るタイミングとか、中学校から高校に移るタイミングとか、環境が大きく変わるタイミングは、揺れやすいということがあります。

更に、もっともっと大人になってということを見ると、例えば性被害に遭った子どもは、大人になって結婚する時とか、自分が子どもを持った時とか、子どもが自分が被害を受けた年齢になった時に、また揺れるということがありますし。

あるいは、加害者が刑務所に入っている場合は、出所するあたりの時には気持ちがとても揺れます。もちろん現実的な恐怖を感じたりといったこともあるので。

被害者支援センターでも、支援が終わる時に、そういった節目、節目で気持ちが揺れることはあるかもしれないと、そうした時には被害者支援センターに相談をもう一回いただいて、相談してくださいということをお伝えして終わるようにしています。

大塚： 中長期支援のキーとなる機関は被害者支援センターでよろしいですか。

齋藤： リソースの問題もあって、被害者支援センターが、ずっとずっとかかわり続けられるわけではないので、必要に応じて医療機関とかカウンセリングの機関を紹介し、センターでのカウンセリングは終わることもあります。医療機関はすごく長くかかわってくださるので、医療機関のほうが中心となることも多いかなと思います。

私も自分のかかわっている事案で、被害の時に私はいなかったのですが、もう10年、20年ぐらい前の事件で、今もう一回被害者支援センターに通うようになった方に関しては、ケース会議もドクターが開いてくださっていますし、病院が中心となって行政とつないで連携をしてくださっています。センターがかかわっていないあいだ、ドクターが支えてくださって、気持ちが揺れている今、センターが再びかかわるようになり、この問題が落ち着いたら、またドクターが中心になって支えていく、ということになると思います。

大塚： ありがとうございます。

私自身は医療機関で、すごく長いケースというか、長いこと支援に携わっている方が何人かいらしたんですけれども、やっぱり連携を組む行政の方々が皆さん異動で散ってしまって、なかなか難しいなと正直感じたことがありました。

そうすると、民間は異動が少ないので、いつの間にか、医療機関のワーカーの私がコーディネーターになっているということがありました。

どこから出会うかは人によって違うと思うんですね。支援との出会いが、被害者支援センターからなのか、警察からなのか、医療機関なのか。

いろいろあると思うので、出会った人たちいずれもが、私の担当じゃないわとか、私はコーディネーターなんかできないわということをおぼろげに、是非、自分たちから主体的に動かない限り、ネットワークはできないと思います。誰かがやってくれるのを待つのではなくて、自分たちから動いてネットワークを作っていくということが、とっても大事ではないかなと思います。

まとめに入っていきたいと思いますが、皆さん何か言い残したことがある方、いらっしゃいますか。これはということがあれば1分ぐらいでお願いします。

では川本先生、お願いします。

川本： 私の長年の経験では、いまだに知名度が低い。周知されていない。

いろんところで皆さん、関係各位、頑張っておられて、確かにこの30年ぐらいで、日本の犯罪被害者支援というのは飛躍的に向上したんですね。それはすごいことだと思います。

ただ、いつも私が授業で言っているのは、飛躍的に向上してここまで来たけれど、これが完成だったらいいんですけれど、まだその先がかなりあるということが問題なんだと思っています。

先ほど、私を含めて高齢者の問題を言いましたけど、ボランティアに定年はありませんので、私も元気な限りは頑張りたいと思いますが、その時に一番大事なのは教育広報なのかなと。

つまり、若い人たち、あるいはそれ以外、全国民に対して、どれだけ犯罪被害者支援の重要性をお伝えすることができるのかというのが、非常に重要な課題だろうと思っています。

大塚： はい。ありがとうございます。

齋藤： 若干繰り返しにはなるのですが、せめて学校の先生になる人、あるいは心理職になる人、福祉職になる人という、子どもにかかわる可能性がある援助職になる人や教育職になる人に関しては、大学教育の時点で、犯罪の被害であるとか、子どものケアといったことについての内容を、カリキュラムに確実に組み込んでいただきたいです。

私の心理学科での授業を聞いた、他学科の小学校の先生になる学生が「子どもの心のケアとか、子どもが犯罪被害でこれだけ傷つくということを初めて聞きました」と言っていて、教職に就くのにこの内容を知らなかったのか、とすごくびっくりしたので、教育システムの中に組み込む必要があると思います。

大塚： ありがとうございます。

もっともっとたくさん、意見交換したいと思いますが時間が少なくなっております。

2004年に基本法ができて、今15年経過します。基本法ができたほかの法律では、基本法改正がもうされているものもありますが、犯罪被害者支援については、まだ当初の基本法のまゝいっております。

国の計画は、第3次基本計画の見直しを今進めるところですけれども、都道府県、市町村の計画は策定が義務づけられていません。なので今は、条例が先に走っているということだと思います。

都道府県等々で計画ができると恐らく予算を取るという話になり、もう少しPDCAが進むのではないかなと思いますが、これは国に働きかけていくしかないことでしょうか。

一方で、たくさんの市町村県が特化条例を作って、先進的なことを始めているところを是非モデルにして、広がっていけばいいなと思っています。

また、今日のお話で、まだまだ人は足りないんだ、精通している支援者は少ないんだということでしたが、最初から専門家というのほどこにもいないわけで、やっぱり専門家は作っていくしかないので、みんな育てていくということが、とても大事だというふうに思っています。

そのためにも、お金がないとダメだよねという話で終わるのだけはやめたいのですが、実際にはそういう面もありますね。

1人でも多くの理解者を増やして、応援団をたくさん作って、被害に遭われた方が本当に最小限の被害で済み、少しでも安心安全な暮らしを取り戻せるように、皆さんと一緒にまた頑張っていくことができたらと願います。そんな機会にきょうがなったらいいなというふうに思い、このパネルディスカッションを閉じさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。3名のパネリストに拍手をお願いいたします。ありがとうございました。